

公益社団法人 日本軽種馬協会
種付権利無償贈呈実施要領

24日軽協第3号
平成24年1月4日
公益社団法人 日本軽種馬協会

第1 目的

公益社団法人日本軽種馬協会（以下「協会」という。）は、協会有種牡馬（以下「種牡馬」という。）の利用促進と競馬活性化に資することを目的に種牡馬の種付権利を無償で贈呈する。

第2 種付権利無償贈呈の種類

種付権利無償贈呈の種類は、次の通りとする。

(1) JBC競走登録種牡馬種付権利無償贈呈

協会は、一般社団法人ジャパンブリーダーズカップ協会（以下「JBC協会」という。）に対し、ジャパンブリーディングファームズカップ（以下「JBC競走」という。）に産駒が出走するために登録する種牡馬の種付権利を種付権利証書（以下「証書」という。）として無償で贈呈する。

(2) GI競走、ダートグレードJpn I競走優勝馬（協会種牡馬産駒）種付権利無償贈呈

協会は、GI競走、ダートグレードJpn I競走優勝馬の種付時の母馬の所有者に対し、証書として無償で贈呈をする。

(3) 地方特定競走優勝馬種付権利無償贈呈

協会は、指定した地方競馬特定競走優勝馬の所有者に対し、協会が指定した種牡馬の種付権利を証書として無償で贈呈する。

(4) 同一種牡馬の複数頭種付に対する無償種付権利贈呈

繁殖牝馬の所有者が4年間以内に同一種牡馬を3頭分種付した場合、この種牡馬の無償種付権利を贈呈する。

第3 JBC競走登録種牡馬種付権利無償贈呈

JBC競走登録種牡馬種付権利無償贈呈による種付権利の内容は、以下の通りとする。

- ① 協会が発行する証書を有する者は、1頭の牝馬に対し、証書に記載された種牡馬を、証書に記された有効期限内の年の日本における繁殖シーズンにおいて、無償で種付することができる。
- ② 当該種牡馬が死亡又は疾病のため種付できないときは、協会はJBC協会と合意した金額を証書所有者に返還する。もしくは他の種牡馬に変更し種付することができる。この場合協会が指定する他の種牡馬の種付年の種付料が当該種牡馬

の種付年より高額の場合、その差額を支払わなければ種付をすることができない。
低額の場合、協会には差額支払義務はない。

- ③ 当該種牡馬が配置換えにより遠方の種馬場に配置され、種付できないときは、協会はJBC協会と合意した金額を証書所有者に返還する。もしくは他の種牡馬に変更し種付することができる。種牡馬の変更については第3②を適用する。
- ④ 当該種牡馬が別紙1記載の種牡馬以外で、不受胎の場合、翌年に限り日本における繁殖シーズンにおいて、種付された牝馬に当該種牡馬を無償で種付することができる。
種付された牝馬が種付年もしくは翌年の繁殖シーズン前に死亡した場合及び翌年種付がやむを得ない事由があつてできないときは、証書所有者が所有する牝馬に限って種付することができる。
種牡馬の変更については②を適用する。
- ⑤ 当該種牡馬が別紙1記載の種牡馬で、不受胎の場合、協会はJBC協会と合意した金額を証書所有者に返還する。
- ⑥ 当該種牡馬が別紙1記載の種牡馬以外で、協会が定めるフリーリターン特約に定める事由が生じたときは、種付された翌年に、同一牝馬に当該種牡馬を種付することができる。
種牡馬及び牝馬の変更については②、④を適用する。
- ⑦ この種付権利は、証書交付の方式で第三者に譲渡できる。
- ⑧ この種付権利は、種馬場遠隔地種付牝馬輸送費及び飼養管理費助成事業の対象とする。

第4 G I 競走、ダートグレードJpn I 競走優勝馬種付権利無償贈呈

G I 競走、ダートグレードJpn I 競走優勝馬への種付権利無償贈呈による種付権利の内容は、以下の通りとする。

- ① 証書の贈呈は、1競走馬について1回とする。
- ② 贈呈対象者は、平成24年1月1日以降とし、種牡馬の導入後に日本での当該種牡馬の産駒が、アメリカ、カナダ、オーストラリア、フランス、イギリス、アイルランド、ドイツ、アラブ首長国連邦、香港、シンガポールの国際G I 競走、日本のG I 競走（中央のJ・G Iは除く）及びダートグレード競走のJpn I 競走で優勝した場合、当該馬の種付時の母馬の所有者に、所有者の選択する任意の種牡馬の種付権利を証書として無償で贈呈する。
- ③ 協会が発行する証書を有する者は、1頭の牝馬に対し、所有者が選択する証書に記載された種牡馬を、証書に記された有効期限内の日本における繁殖シーズンにおいて、無償で種付することができる。

- ④ 当該種牡馬が死亡又は疾病のため種付できないときは、他の種牡馬に変更し種付することができる。
- ⑤ 当該種牡馬が別紙1記載の種牡馬以外で、不受胎の場合、翌年に限り日本における繁殖シーズンにおいて、種付された牝馬に当該種牡馬を無償で種付することができる。
種付された牝馬が種付年もしくは翌年の繁殖シーズン前に死亡した場合及び翌年種付がやむを得ない事由があつてできないときは、証書所有者が所有する牝馬に限って種付することができる。
種牡馬の変更については④を適用する。
- ⑥ 当該種牡馬が別紙1記載の種牡馬で、不受胎の場合、証書所有者の権利は消滅する。
- ⑦ 当該種牡馬が別紙1記載の種牡馬以外で、協会が定めるフリーリターン特約に定める事由が生じたときは、種付された翌年に、同一牝馬に当該種牡馬を種付することができる。
種牡馬及び牝馬の変更については④、⑤を適用する。
- ⑧ この種付権利は、証書交付の方式で第三者に譲渡できる。
- ⑨ この種付権利は、種馬場遠隔地種付牝馬輸送費及び飼養管理費助成事業の対象としない。
- ⑩ 贈呈対象者が本協会の種牡馬に係る種付料及び遅延損害金の支払いが完了していない場合、種付料及び遅延損害金が全額納入されない限り、証書は発行しない。
- ⑪ 贈呈対象者が協会種牡馬配合・種付規程第14条(2)4)の別紙様式第9号「受胎報告書」並びに別紙様式第10号「不受胎報告書」の提出がない限り、証書は発行しない。

第5 地方特定競走優勝馬種付権利無償贈呈

地方特定競走優勝馬への種付権利無償贈呈による種付権利の内容は、以下の通りとする。

- ① 贈呈対象者は、協会が指定した特定競走の優勝馬の所有者とする。
- ② 協会が発行する証書を有する者は、1頭の牝馬に対し、証書に記載された種牡馬を、証書に記された有効期限内の日本における繁殖シーズンにおいて、無償で種付することができる。
- ③ 当該種牡馬が死亡又は疾病のため種付できないときは、他の種牡馬に変更し種付することができる。この場合協会が指定する他の種牡馬の種付年の種付料が当該種牡馬の種付年より高額の場合、その差額を支払わなければ種付をすることができな

い。低額の場合、協会には差額支払義務はない。

- ④ 当該種牡馬が別紙1記載の種牡馬以外で、不受胎の場合、翌年に限り日本における繁殖シーズンにおいて、種付された牝馬に当該種牡馬を無償で種付することができる。

種付された牝馬が種付年もしくは翌年の繁殖シーズン前に死亡した場合及び翌年種付がやむを得ない事由があつてできないときは、証書所有者が所有する牝馬に限って種付することができる。

種牡馬の変更については③を適用する。

- ⑤ 当該種牡馬が別紙1記載の種牡馬で、不受胎の場合、証書所有者の権利は消滅する。

- ⑥ 当該種牡馬が別紙1記載の種牡馬以外で、協会が定めるフリーリターン特約に定める事由が生じたときは、種付された翌年に、同一牝馬に当該種牡馬を種付することができる。

種牡馬及び牝馬の変更については③、④を適用する。

- ⑦ この種付権利は、証書交付の方式で第三者に譲渡できる。

- ⑧ この種付権利は、種馬場遠隔地種付牝馬輸送費及び飼養管理費助成事業の対象としない。

- ⑨ 贈呈対象者が本協会の種牡馬に係る種付料及び遅延損害金の支払いが完了していない場合、種付料及び遅延損害金が全額納入されない限り、証書は発行しない。

- ⑩ 贈呈対象者が協会種牡馬配合・種付規程第14条(2)4)の別紙様式第9号「受胎報告書」並びに別紙様式第10号「不受胎報告書」の提出がない限り、証書は発行しない。

第6 同一種牡馬の複数頭種付に対する無償種付権利贈呈は以下のとおりとする。

- ① 贈呈対象者は、同一種牡馬と3頭種付した牝馬の所有者とする。

その3頭は同一年または複数年とするが4年以内とする。ただし、フリーリターン及び種付権利無償贈呈 第2(2)(3)による種付を除く。

- ② 協会が発行する証書を有する者は、1頭の牝馬に対し、証書に記載された種牡馬を、証書に記された有効期限内の日本における繁殖シーズンにおいて、無償で種付することができる。

- ③ 無償種付権利の行使は、3頭種付した当該年および翌年とする。ただし当該年が種牡馬供用1年目の場合にはその権利を行使できない。

- ④ 日本における、本年の当該種牡馬は別紙2のとおりとする。また、次年以降に

については別に定める。

- ⑤ 当該種牡馬が死亡又は疾病のため種付できないときは、他の種牡馬に変更し種付することができる。この場合協会が指定する他の種牡馬の種付年の種付料が当該種牡馬の種付年より高額の場合、その差額を支払わなければ種付をすることができない。低額の場合、協会には差額支払義務はない。
- ⑥ 不受胎の場合、翌年に限り日本における繁殖シーズンにおいて、種付された牝馬に当該種牡馬を無償で種付することができる。
種付された牝馬が種付年もしくは翌年の繁殖シーズン前に死亡した場合及び翌年種付がやむを得ない事由があつてできないときは、証書所有者が所有する牝馬に限って種付することができる。
種牡馬の変更については⑤を適用する。
- ⑦ 協会が定めるフリーリターン特約に定める事由が生じたときは、種付された翌年に、同一牝馬に当該種牡馬を種付することができる。
種牡馬及び牝馬の変更については⑤、⑥を適用する。
- ⑧ この種付権利は、証書交付の方式で第三者に譲渡できる。
- ⑨ この種付権利は、種馬場遠隔地種付牝馬輸送費及び飼養管理費助成事業の対象としない。
- ⑩ 贈呈対象者が本協会の種牡馬に係る種付料及び遅延損害金の支払いが完了していない場合、種付料及び遅延損害金が全額納入されない限り、証書は発行しない。
- ⑪ 贈呈対象者が協会種牡馬配合・種付規程第14条(2)4)の別紙様式第9号「受胎報告書」並びに別紙様式第10号「不受胎報告書」の提出がない限り、証書は発行しない。

第7 種付権利無償贈呈に係る事務手続

種付権利無償贈呈に係る事務手続は、以下の通りとする。

- ① 協会は、第4の③の贈呈に関し、別紙様式第1号「G I等勝馬種付無償贈呈における配合種牡馬申請書」を贈呈対象者から受領する。
- ② 協会は、第3の①、第5の②、第6の②の贈呈に関し、別紙様式第2号「種付権利証書」を贈呈対象者に発行する。
- ③ 協会は、第3の①、第4の③、第5の②、第6の②の贈呈に関し、別紙様式第3号「受領書」を贈呈対象者から受領する。
- ④ 協会は、第3の③に関し、別紙様式第4号「種付権利無償贈呈実施要領種付料返還申請書」を証書所有者から受領する。

第8 種付権利の行使

種付権利証書により種付を行う者は、協会種牡馬配合・種付規程第7条の配合要領に基づき配合を申し込むものとする。

第9 その他

この要領の定めによるもののほかについては、協会種牡馬配合・種付規程の定めによる。

附 則 この要領は、公益社団法人日本軽種馬協会設立の登記日から実施する。（平成24年1月4日から実施する。）

附 則 平成22年2月22日付22日軽協第128号種付権利無償贈呈実施要領、平成22年2月22日付22日軽協第124号G I等勝馬種付権利無償贈呈実施要領、平成22年2月22日付22日軽協第132号特定競走種付権利無償贈呈実施要領は平成24年1月4日に廃止する。

附 則 この要領は平成24年3月12日から実施する。

附 則 この要領は平成24年10月15日から実施する。

附 則 この要領は平成25年10月18日から実施し、平成25年10月17日から適用する。

附 則 この要領は平成26年1月7日から実施する。

附 則 この要領は平成26年10月23日から実施する。

附 則 この要領は平成27年10月16日から実施する。

附 則 この要領は平成28年10月25日から実施する。

附 則 この要領は平成29年10月18日から実施する。

附 則 この要領は平成29年12月13日から実施する。

附 則 この要領は平成30年2月9日から実施し、平成26年1月1日から適用する。